

11 番議員、胡子雅信でございます。通告に従いまして 3 つの質問をいたします。

平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。平成 28 年 6 月 19 日に施行予定であり、選挙権年齢も 18 歳以上へ引き下げられることとなります。

具体的には来年 6 月 19 日に施行後、衆議院議員の総選挙の期日の公示日または参議院議員通常選挙の期日の公示日のうち、いずれか早い日以後（いこう）にその期日を公示または告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査および住民投票について適用されます。つまり、遅くとも来年夏の第 24 回参議院議員通常選挙から 18 歳以上 20 歳未満の国民に選挙権が付与されます。先ずはこれに関連して 2 つの質問をします。

一つ目として、【1. 子ども議会再開について】です。

江田島市では平成 22 年 2 月および平成 23 年の 2 月に市内の小中学生を対象とした「子ども議会」を開催しましたが、その後、開催されておりません。小中学生が議会制民主主義について実際の議場で学ぶ機会は次世代の地方自治の担い手として市政への参加意欲を高めるためには大切なことであり、ぜひとも再開してはどうかと思いますが、見解を伺います。

二つ目として、【2.（仮称）少年議会の検討について】です。

平成 21 年 3 月定例会の一般質問で事例紹介をさせていただきましたが、山形県遊佐町（ゆざまち）では平成 15 年度から「少年町長・少年議員公選事業」に取り組んでいます。中学生と高校生が自らの代表である少年町長、少年議員を直接選び、少年議会を通して、政策を実現する過程を学び、町政への提言や意見をまとめ、実際の町の政策に反映されています。

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴い、総務省及び文部科学省が連携して作成した高等学校の副教材には、模擬選挙・模擬議会等の流れを纏めたワークシートも収録されています。若者の市政や地域づくり参画を促すこと及び市内中学校と大柿高校の連携の一環として江田島市も遊佐町のような「少年議会」を検討してはどうかと思いますが、見解を伺います。

最後に、【3.「ふるさと教育」について】です。

本年度策定する江田島市総合戦略では、「縁」をキーワードとした取組みを地方創生の重点プロジェクトに設定しています。プロジェクトの 3 本柱のひとつに「縁のある人の定着促進」があり、地域への愛着の醸成により「縁」を深め地域との絆を強めることを挙げ、具体的な取組みとして、教育や生涯学習などにおける、愛着を高める「ふるさと教育」の実施とありますが、どのように進めるのか伺います。